2013年4月1日以降始期契約用

自動車損害賠償責任保険

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

自賠責保険

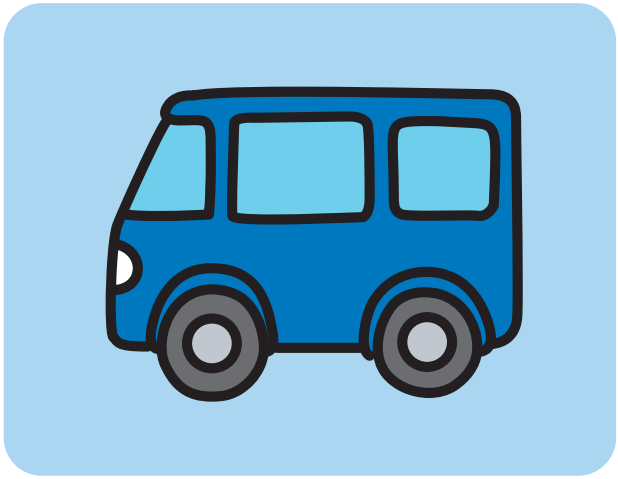

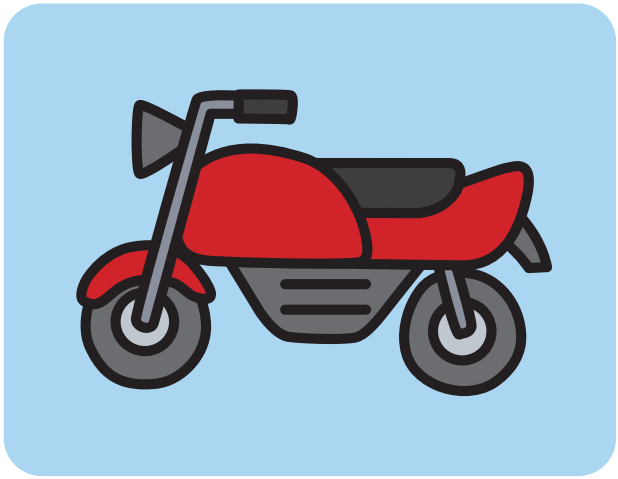

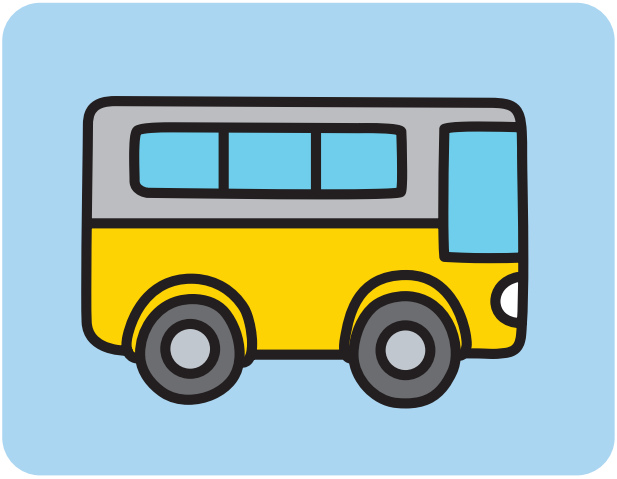

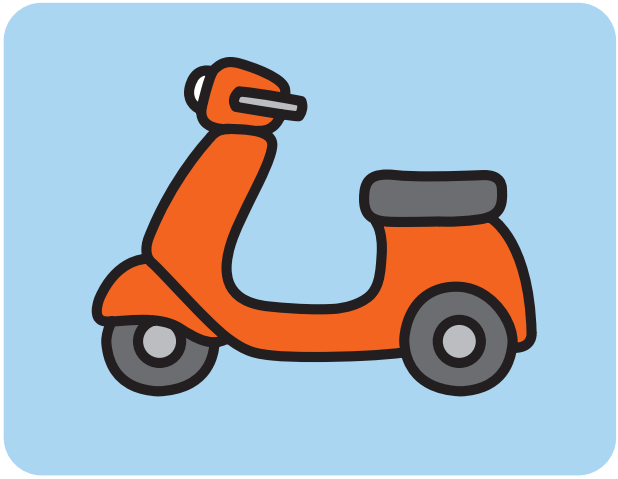

忘れていませんか？ 自賠責保険。

自賠責保険に
ご加入されていますか？

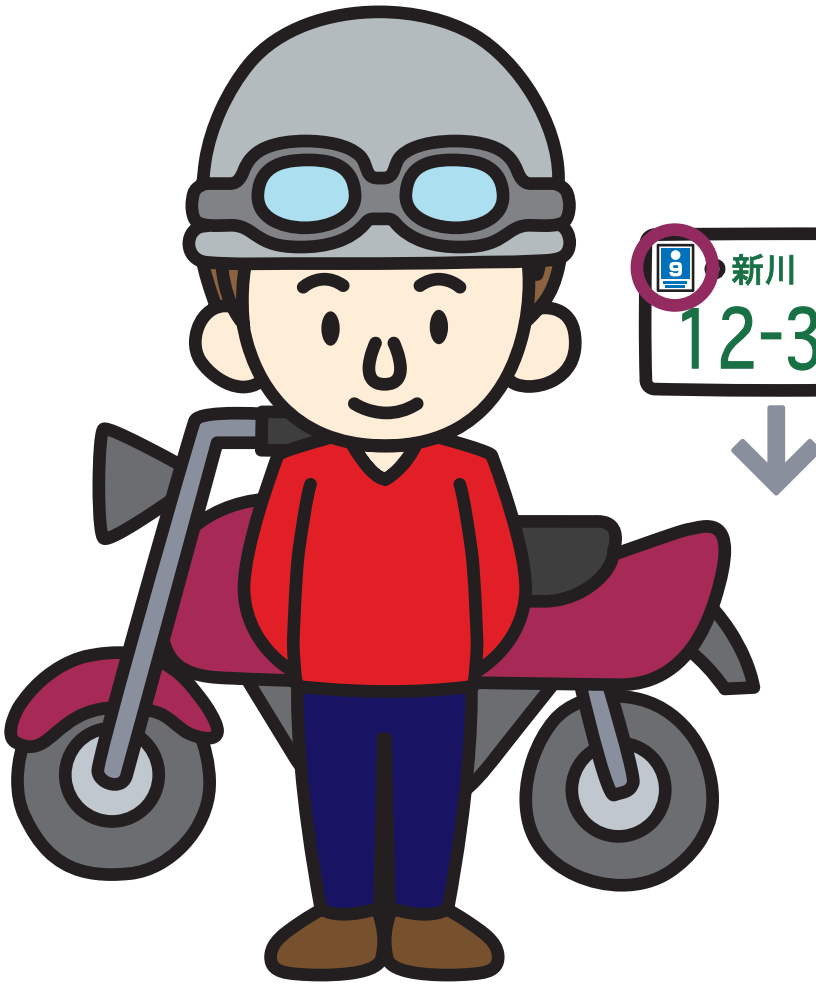

自賠責保険は強制保険です。

安心の第一歩はまず自賠責保険から。自動車損害賠償保障法により、
すべての自動車（含むバイク）は自賠責保険に加入することが義務づけられています。

自賠責保険に加入していないと…

未加入の場合は法律等により処罰されます。

自賠責保険に加入しないで運転すると、「50万円以下の罰金」または「1年以下の懲役」（自賠法第86条の3）、さらに違反点数は6点となり、直ちに免許停止処分（道路交通法第103条、第108条の33）となります。

車検を受けられません。

車検時には車検期間をカバーする保険期間の自賠責保険に加入している必要があります。

自賠責保険の概要

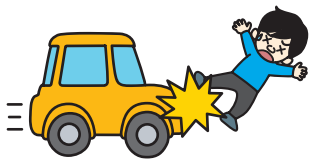

補償内容　人身事故の場合に限り保険金をお支払いします。

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(注)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

(注)被保険者とは、保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者をいいます。保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

保険金等のお支払い内容　自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、自動車損害賠償保障法により「支払基準」が定められています。

		損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害の場合	傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
傷害の場合	後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	●神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 ●上記以外の場合、後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円　～　第14級:最高75万円
死亡の場合	死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円
死亡の場合	死亡するまでの傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円

事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こした時は、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続の詳細については、引受保険会社にご相談ください。

被害者
時効:事故があった日から3年
(死亡の場合は死亡日から、後遺障害の場合は後遺障害の症状が固定した日から、それぞれ3年)

仮渡金
当座の出費をまかなうために前払金として請求できます。
(①死亡の場合:290万円　②傷害の場合:程度に応じて40万円・20万円・5万円の3段階があります。)

加害者
時効:賠償金を支払った日から3年

本請求
損害がすべて確定した後に請求できるほか、損害が生じた都度、請求することもできます。

以下の内容についてもご確認ください。

■**保険金等のお支払いに関する情報の提供**
被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。
・お支払基準の概要、お支払手続の概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)
また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

■**保険金等のお支払いに関する紛争処理制度**
自賠責保険の保険金等について、万一にもご納得いただけなかった時のために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責保険の保険金等の支払いに関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。
この機関のほかにも交通事故に関する相談を受け付けている機関があります。詳しくは引受保険会社までお気軽にご相談ください。

■**そんぽADRセンター**
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)(損害保険全般)
一般社団法人 日本損害保険協会が設置しており、自賠責保険を含む損害保険に関する一般的なご相談を受け付けています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援(和解案の提示等)を行っています。

電話番号	0570-022808 (全国共通・通話料有料)	03-4332-5241 (PHS・IP電話から)

■**個人情報の取扱いについて**
当社は、本契約に関する個人情報を契約の履行および管理のために利用する他、自賠責保険以外の商品・サービスの案内または提供のために利用することがあります。また、当社のグループ企業や提携先企業との間でその取り扱う商品・サービスの案内または提供のために共同で利用することがあります。
当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスや当社のグループ会社の名称等については、当社のホームページ(http://www.ms-ins.com)をご覧ください。

■**「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について**
自賠責保険契約は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社の経営が破綻した場合であっても、保険金、返れい金等は全額補償されます。

お申込みは三井住友海上または取扱代理店へ

車検満了日の1か月前からご契約いただけますので、お早めに当社または取扱代理店へご用命ください。

保険料例

（本土用(注)、単位：円）

車種 ＼ 保険期間			60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	13か月契約	12か月契約
自家用乗用自動車			—	—	40,040	39,120	28,780	27,840	17,310	16,350
軽自動車	検査対象車		—	—	37,780	36,920	27,240	26,370	16,500	15,600
普通貨物自動車	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	—	—	—	—	68,720	66,220	38,270	35,730
		最大積載量が2トン以下のもの	—	—	—	—	44,640	43,090	25,630	24,040
	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	—	—	—	—	97,930	94,300	53,600	49,900
		最大積載量が2トン以下のもの	—	—	—	—	66,500	64,100	37,110	34,650
小型貨物自動車	自家用		—	—	—	—	30,690	29,680	18,310	17,270
	営業用		—	—	—	—	56,760	54,730	31,990	29,920
二輪車	250ccを超えるもの		—	—	18,380	18,020	14,010	13,640	9,550	9,180
	125ccを超え250cc以下のもの		28,060	23,560	—	18,970	—	14,290	—	9,510
	原動機付自転車（125cc以下）		17,330	14,890	—	12,410	—	9,870	—	7,280

（注）沖縄県、離島など一部地域については上記保険料例と異なります。

ご契約締結後のご注意

自動車が譲渡された場合や、保険契約者の住所、ナンバー・プレートがかわった場合など、自賠責保険証明書の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく引受保険会社へ通知していただき、必要書類の提出をお願いいたします。
また、自賠責保険は他の保険と異なり、任意に解約することは法律で制限されていますが、自動車の滅失または解体により抹消登録を受けた場合等には、引受保険会社へ申し出ていただくことにより自賠責保険を解約することができます。

※手続にあたっての必要書類等の詳細については、引受保険会社の窓口までお問い合わせください。
なお、解約日は引受保険会社の窓口に必要書類を提出し、解約の申し出を行った日となります。また、始期前に解約された場合であっても、保険料の全額をお返しすることはできません。詳しくは引受保険会社までお問い合わせください。

任意の自動車保険も忘れずに！

自賠責保険は、人身事故のみが補償の対象です。
事故の相手の方の車などに損害を与えた場合や、運転者ご自身がケガをした場合、ご自分の車が壊れた場合などは補償されません。また、人身事故でも、自賠責保険の支払限度額を超える場合もあります。

そんな場合に備えて、

三井住友海上の自動車保険をおすすめします。
（任意保険）

●このパンフレットは、自賠責保険〈自動車損害賠償責任保険〉の概要をご説明したものです。詳細は『自賠責保険のしおり』をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2

● ご相談・お申込先
お客さまデスク 0120-632-277（無料）
受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00（年末・年始は休業させていただきます）
http://www.ms-ins.com

A1099 50,000 2013.02 A3D13 B （新） （62） 40